

科目名	少年法						
英語科目		ナンバリング	(https://syllabus.kyoto-su.ac.jp/syllabus_search/#n)を参照				
開講期	秋学期	開講学部等	法学部	配当年次	2年次	単位数	2単位
教員名	服部 達也						

授業概要／Course outline

少年法の根本的理念や制度の在り方についての概観の説明を分かりやすく行った上で、講義担当者の永年の職務経験（少年院長等）に基づいた実例を数多く織り交ぜるとともに、少年保護行政に携わる関係機関職員（少年鑑別所・少年院の幹部職員及び保護司）やマスコミ関係者、他大学の研究者をゲストスピーカーに招いての特別講義を通じて、少年法の各規定内容の趣旨や在るべき姿について具体的に考察していく（外部関係者を交えての対談形式の授業も実施予定）。

加えて、現在の少年法の成人年齢引き下げ議論に関しても時間を割いて、その是非等について具体的かつ詳細に考察していく。

このような授業内容の性質上、本授業における受講生に呈示する資料（写真を含むパワーポイントスライドや関係機関が発出している内部文書等の内容等）が、少年院在院者、出院者、生き辛さを抱えた支援対象者等に関するデリケートで取扱いに留意を要し、資料流失の防止を図る上で配布・配信は支障があるものが含まれ授業のリアル場面での呈示に留める必要があるため、授業のTeams会議方式を用いたリアルタイムでの配信及び授業内容の録画、moodleへの配信には適さないことから、リアルタイムでの配信及び録画動画の配信は行わないが、その代替として支障のない提示内容に限定した授業で使用するパワーポイント（スライド）をmoodle上に授業後、アップロードする。

なお、下記「授業内容・授業計画」欄に記載のとおり、授業開始時のガイダンス及び各ゲストスピーカーによる特別講義という全14回授業の中でも特に重要な内容については、その周知、浸透を確実に図るためにオンデマンド型オンライン授業の形態とし、対面授業は実施しないので、この点、遺漏のないように注意すること。

授業形態、授業方法等／Course form・type

【授業形態】

対面授業

【授業方法】

講義

・ICTを活用した授業（形態：遠隔教育（ビデオ・オン・デマンド等））

オンデマンド授業は、第14回目の対面授業終了後に、少年事件の報道に関する諸問題（報道機関関係者との座談会）についての90分の録画・解説動画をmoodle上にアップロードして視聴させる。

授業内容・授業計画／Course description・plan

第1回 授業全体へのガイダンス、少年法の理念・特徴について①（オンデマンド型オンライン授業）

第2回 少年法の理念・特徴について②

第3回 現在の少年非行の情勢と少年法の理念

第4回 家庭裁判所の機能について

第5回 少年審判における調査・鑑別について（少年鑑別所職員による特別講義～オンデマンド型オンライン授業）

第6回 少年審判の構造

第7回 保護処分の内容について①（少年院における教育・支援）

第8回 保護処分の内容について②（現職保護司による保護観察についての特別講義～オンデマンド型オンライン授業）

第9回 保護処分の内容について③（福祉的措置）

第10回 少年に対する刑事手続について

第11回 少年に対する刑事処分について

第12回 少年法の成人年齢引き下げ問題について①

第13回 少年法の成人年齢引き下げ問題について②

第14回 少年法の成人年齢引き下げ問題について③

★オンデマンド 第14回目の対面授業終了の1週間後に、少年事件の報道に関する諸問題（報道機関関係者との座談会）についての90分の録画・解説動画をmoodle上にアップロードする。視聴期間はアップロード後、2週間とする。

事前・事後学修／Preparation and assignments

事前学習（各回共通）：教科書として指定する、後藤弘子「ビギナーズ少年法（第3版補訂2版）」（成文堂、2017年）並びに参考書として指定する、葛野尋之・武内謙治・本庄武編著「少年法適用年齢引き下げ・総批判」（現代人文社、2020年）及び少年の社会復帰に関する研究会「社会の中の『少年院』 排除された子供たちを再び迎える

ために」(作品社, 2021年), の各授業回ごとのテーマに該当する箇所を授業の前に一読しておき, 授業内容の理解が進むようにしておくこと。

事後学習(各回共通): 毎回の授業終了後, 当該授業で取り上げたテーマ内容に関連する具体的社会事象についての報道や関連文献の有無・その内容を自分なりにリサーチしておき, 授業内容の更なる理解を深めるようにすること。

*事前学習は各授業2時間, 事後学習も各授業2時間必要である。上記内容を確認して, しっかりと事前・事後学習を行うこと。

授業の到達目標/Expected outcome

少年法に関するその理念や制度的意味合いについての正しい理解の許, 少年の健全育成・非行防止及び立ち直り支援の在り方について, 多角的, 総合的な理解が深まるようにする。

身につく資質・能力/Competencies to be attained

- ・主体性
- 専門知識・専門技能
- 【法学部 法律学科】
- ・法律学・政治学の基礎知識
- 【法学部 法政策学科】
- ・法律学・政治学・政策学の基礎知識

履修上の注意/Special notes, cautions

本授業は, 上記のとおり, 通常では接する機会がない特別講師による講義や貴重な資料に触れる絶好の機会であることや受講を希望する者が多数に昇ることが予想されるが, 上記のとおり資料流失を防止するために一教室での対面授業方式のみで実施する関係で履修登録者数を制限せざるを得ないことから, 受講生はその点をよく認識した上で真摯な姿勢で姿勢で受講すること。

具体的には授業には原則出席するものとし, やむを得ない理由で欠席する場合に所定の手続き・書式又は欠席の正当な理由を疎明できる資料を提出して事前, 事後に申し出てきた場合には考慮するが, それ以外は欠席扱いとするので注意すること(合理的な理由のない単なる欠席への「救済措置としての別途の課題設定・提出指示」等は一切行わない。))。

毎回の授業では授業時間中に配布する本学所定の「授業出席票」(講義開始後, 30分経過後に授業補助員が個別に直接配布していき(その時点以降の教室入室者には配布しない。)), 講義終了後に回収する。それ以降の提出は受け付けない。)による出席確認(*オンライン授業となる回は除く。)及びmoodleシステムを利用した授業理解度確認のための小テスト(10点満点で毎回評価)を実施するが(必ず授業実施日の翌日午後1時までにmoodle上に提出), 出席が確認できない(毎回の授業での授業出席票及び小テストの提出がない)回が全14回の授業及びオンデマンド授業のうち, 3分の1以上となった場合は(合計6回以上出席がない場合は), その時点で自動的に「/(出席日数不足)」の評価とする。

受講する3・4年次生については本科目に関する犯罪者・非行少年の社会復帰支援についての知識を有していることも必要なので, 既に「矯正社会学Ⅰ」, 「矯正社会学Ⅱ」を履修しているか本年度に履修予定であることが極力望ましい。また, 2年次生においても今年度に前記科目を必ず履修するようお願いしたい。

日頃から少年非行問題ひいては若年者の「今日的な生き辛さ」の内容に関する報道に強い関心を示し接するように心掛け, 問題意識と共感を持つようにすること。

以上のとおり, 本科目の履修(単位取得)は, 安易な気持ち, 取組姿勢では困難であるから, 履修登録に当たっては, その点を十分に認識, 理解の上, 履修登録の可否を判断すること。

とりわけ, 法学部以外の学部生で履修を希望する者は, 本科目は本来, 法学部の専門教育科目であるということをも十分に認識の上, 公法(特に刑法, 民法, 刑事訴訟法)の基本的知識を学んだ上で履修願いたい(その点の学習及び取組意欲が不十分なため, 少年法の理念を単純に情緒的にしか理解できず, 下記「評価方法」欄に記載している毎回の授業での小レポート及び最終レポートの内容が的外れの結果, 残念ながら成績評価において不合格になる者が, 上記「出席日数不足」の者も含め, 例年, 全体の40~50パーセント程度存在するため。))。

評価方法/Evaluation

毎回の授業及びオンデマンド授業(全15回)で提出する小テストの内容75%, 定期試験(又は臨時試験としてのレポート)25%

毎回提出の小テストは各10点満点で採点し, その積上げ点(計150点満点)と定期試験(又は臨時試験としてのレポート)の採点(50点満点)との合計点(200点満点)により成績評価する。

毎回提出の小テストの内容を重視しており, その内容によって各授業への取り組み・理解度を確実に判定していることから, 「単に全授業の10回分の授業出席及び小テストの提出さえしていれば, 小テストの内容に関係なく自動的に単位取得できる」ことはないで, その点を十分銘記し, 各授業で修得した専門知識の度合いを各小テストの答案において正しく反映させ, 成績評価に繋げられるように小テストには毎回真剣に取り組み, 内容のあるものを開陳するよう心掛けること。

上記のとおり本授業では毎回の出席を重視する。授業後に毎回提出させる小テストの内容(授業内容の理解度)が成績評価の大部分を占めることになるので, 当然のことながら小テスト提出のためには授業出席が必須であり,

全14回及びオンデマンド授業全の授業のうち、3分の2以上の出席がない場合（合計6回以上の欠席がある場合）で、欠席したことに考慮すべき事情がなければ「／（出席日数不足）」の評価となる。

また、上記のとおり成績評価は毎回提出の小テストでの得点（各10点満点で採点）の積上げ点（計150点満点）と定期試験（又は臨時試験としてのレポート）の採点（50点満点）との合計点（200点満点）により行うことから、仮に授業欠席及び小テストの不提出が合計5回以下であったとしても、当然にその欠席数によって本来得たであろう得点を失うことになり、成績評価の上で大きく不利となる（具体的には3回以上の欠席があれば単位取得はかなり厳しくなる。）ことを十分理解しておくこと。

なお、毎回の授業での小テストとは別に課す定期試験（又は臨時試験としてのレポート）は必ず受験（提出）すること。毎回の授業出席が3分の2以上あっても定期試験受験（又は臨時試験としてのレポート提出）がない場合は「K（試験棄権）」の評価とし、単位不認定とする。

教材／Text and materials

教科書：後藤弘子「ビギナーズ少年法（第3版補訂2版）」（成文堂，2017年）

参考書：葛野尋之・武内謙治・本庄武編著「少年法適用年齢引下げ・総批判」（現代人文社，2020年）

：少年の社会復帰に関する研究会「社会の中の『少年院』 排除された子供たちを再び迎えるために」（作品社，2021年）

質問や相談の方法／Instructor contact

- ・研究室：第2研究室棟 562研究室
- ・オフィスアワー：水曜日2限（10：45～12：15）
- ・連絡先：moodleに記載するメールアドレス
- ・授業に関する質問や相談等がある場合は、上記時間に研究室へ訪問するか（原則、要事前連絡）、メールで行うこと。

その他／Others

上記「授業概要」欄記載のように、2025.10.3(金)の第1回目授業は、ガイダンス内容の確実な伝達という観点から対面授業ではなく、オンデマンド型オンライン授業とする。

受講生は授業当日にmoodleにアップロードされる当該授業の録画動画を速やかに視聴の上（当日の午前7時には視聴できるようにmoodle上にアップロードする予定）、所定の小テストの回答を通常どおり翌日の午後1時までにmoodle上の提出先に提出すること。

なお、第2回目授業以降の対面授業での使用教室は、天地館2階205教室となる。